

特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援等事業の実施について

臨時休校に伴う放課後等デイサービスの利用者負担額が一部免除されます

◎今般の新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休校に伴い、放課後等デイサービスの利用が増加した児童等について、利用者負担額の一部が国の補助金により免除されます。

◎免除の対象となる利用者負担額は以下のとおりです。

◎免除額の計算方法や手続きについては、別添2『各事業所における必要な手続きについて』をご覧ください。

【免除の対象となるもの】

後述の【免除の対象となる期間】中の放課後等デイサービスの利用であって、下記の①～④に該当するもの(支給決定日数の範囲内)

①本来は放課後等デイサービス事業所（以下「サービス提供事業所」という。）に児童を通所させてサービスを行うところ、特別支援学校等が臨時休業する中で、新型コロナウイルスの感染防止対策等のため、サービス提供事業所が電話等による代替的な方法で提供するサービスを利用したと市町村が認めたもの(※1)にかかる利用者負担額

(※1:詳細については、別添3『臨時休校期間中の報酬算定の特例的な取扱いについて』をご参照ください。)

②以前から放課後等デイサービスを利用していた児童等で、臨時休業に伴い、令和2年3月当初の利用予定日数よりも多くサービスを利用した場合、増加した日数分にかかる利用者負担額

③以前から放課後等デイサービスを利用していた児童等で、臨時休業に伴い、放課後等デイサービスの基本報酬単価が授業終了後の単価から学校休業日単価に切り替わることにより増加した報酬の差額(※2)にかかる利用者負担額

(※2:詳細については、別添3『臨時休校期間中の報酬算定の特例的な取扱いについて』をご参照ください。)

④以前から放課後等デイサービスを利用していた児童等で、営業開始前の時間(※3)における支援時間が、臨時休業に伴い増加した場合で延長支援加算を請求する場合、延長支援加算にかかる利用者負担額(※3:詳細については、別添3『臨時休校期間中の報酬算定の特例的な取扱いについて』をご参照ください。)

【免除の対象となる期間】

① 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで(※4)

(※4:詳細については、別添3『臨時休校期間中の報酬算定の特例的な取扱いについて』をご参照ください。)

②～④ 令和2年4月1日から”学校休業日単価の取り扱いの適用の終了の日”まで(※5)

(※5:詳細については、別添3『臨時休校期間中の報酬算定の特例的な取扱いについて』をご参照ください。)

◎別添2『各事業所における必要な手続きについて』及び別添3『臨時休校期間中の報酬算定の特例的な取扱いについて』を併せてご確認ください。